

総務

人口政策及び定住化に係る

住民登録のあり方について

Q 「企業、ホテル等の従業員に住民登録していただける手立は」

A 住民基本台帳法第3条では、市町村における住民基本台帳の整備とともに、住民に

に住んで収入を得、生活している人に対して課税できることになっており、そのような方々については、事業所から給与支払報告書が提出されるので、

また、年末調整説明会や給与支払報告書の提出を依頼する際に、住民登録をしていない方々がいる場合には、給与支払報告書を提出していただくよう事業所にお願ひし、課税漏れがないようにしている。

Q 「自治会への加入者が大きく減少していることについての町の考え」

A 自治会への加入状況は、最近5年間で72.1%から67.6%と加入率は毎年減少傾向。未加入が増えると、自治会が主体となつて行つている「ごみの収集」や「自主防災組織」への参加、協力が減少し、自治会活動に支障をきたす。住民登録をしない人は、自治会にも加入しない傾向にあり、地域とのかかわりがなくなってしまう。

際に住民登録者数が増加した例も聞いている。強制的にはできないが、住民登録制度についての周知や協力をお願いしていくことが必要と考えている。地方税法により、住民登録がなくても住所を有する、いわゆる町内

この他にも、広報等による啓発を図る他、担当課の職員が、実態調査や本人への個別調査を行い、未登録居住者の掘り起こしができるよう指示をした。

もつと自治会のメリットについて理解していただく必要があると感じている。町としては、効果的な加入促進方を自治会のみなさんと共に見出し

企画

ジオパーク推進事業について

Q 「今後の世界認定に向けての意気込み」

A 日本ジオパーク認定は通過点であり、箱根ジオパークを質の高いジオパークとして、世界認定を目指すことも視野に入れ、今後は、神奈川県をはじめ関係機関からの支援体制についても協議しながら、世界ジオパークへの名乗りを上げていきたい。

Q 「計画中のイベントや民間企業等から協賛・後援の要請があった場合の協力体制について」

A 1市3町の施設で箱根ジオパークの実現に向けたPRのための巡回展を順次開催。町内においては、町立郷土資料館で巡回展を開催。民間企業等で行うイベントの協賛等の要請があった場合には、可能な限り協力していきたい。

Q 「地域住民に対するの広報は」

A 講演会や対象区域となる小田原、箱根、真鶴、湯河原の1市3町と連携を図りながら、各市町の広報誌でジオパークに関する記事を掲載し、地域住民への周知に努めているほか、ホームページを開設し、箱根ジオパークの取り組みに関して、広くPRに

Q 「町内教育施設においてのジオパーク関連の教育について」

A 小学校では防災の観点から箱根町

努めている。「広報はこね」での数回にわたる連載や、ホームページのさらなる充実、各種リーフレットの作成、旬の情報を報道機関へ提供する。



噴煙の上がる大涌谷

害を教材とした学習を実施している。「ジオパーク構想」も本格始動したことでもあり、箱根教育を見直し、ジオパークの意味等を含め学習体系を整えていきたい。社会教育センターで開講しているHAKONE大学においても、ジオパーク関連の講座を扱った。受講者からは、火山や温泉、自然などの講座を再度開講してほしいとの要望もあり、来年度はジオパークと箱根をテーマにしたHAKONE大学を開講することを予定している。